

写

令和 4 年 8 月 23 日

山梨労働局長
生方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富

山梨県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 5 日付け山梨労発基 0705 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、令和 2 年 10 月 9 日発効の山梨県最低賃金（時間額 838 円）は令和 2 年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山梨県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 898円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

山梨県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山梨県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 838 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 9 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 第 2 類費冬季加算 + 期末一時扶助費）
の山梨県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,492 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山梨県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$838 \text{ 円（山梨県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 118,991 \text{ 円}$$

0.817 は、令和 2 年度の可処分所得割合として、厚生労働省労働基準局賃金課から示された比率。